

実践報告

少年院の現状と課題 —少年院法の改正を受けて—

鷲 野 薫

- 1 章 少年保護事件の概要
- 2 章 少年院の改革
- 3 章 在院者及び職員の権利・義務関係
- 4 章 少年矯正の課題

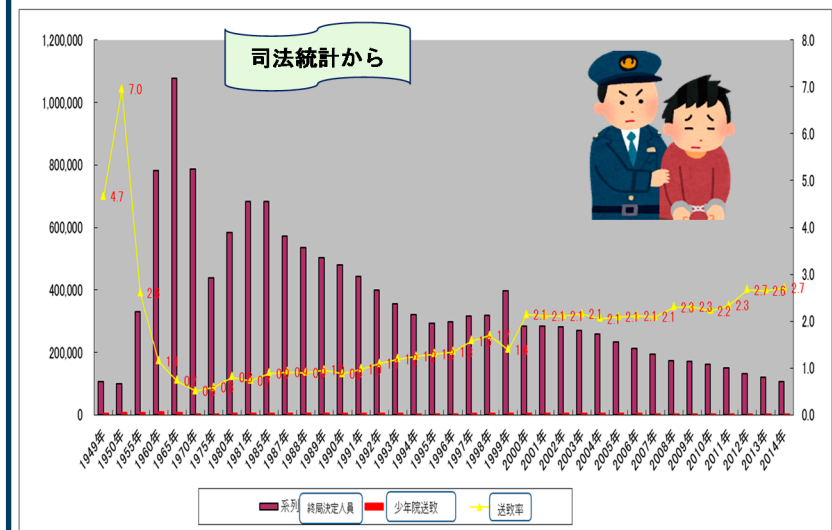
1 章 少年保護事件の概要

1 少年保護事件数と送致実績

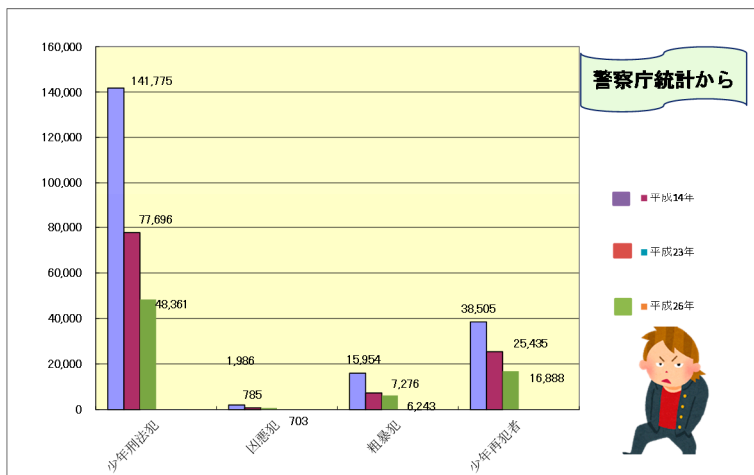
下図は、昭和 24 年から平成 26 年までの、少年保護事件数をグラフ化したものである（司法統計資料から）。平成 10 年前後に戦後第四のピークを迎えた後は、減少をたどり平成 26 年の新受人員は、107,479 人と 64%の減少となっている。

それに対して、少年院送致率は、2.1%から 2.7%へと増加傾向を示しており、少年院在院数の激減は発生していない。少年人口の減少や各種少年サポート機関の活動強化が影響しているものと思われるが、具体的な調査等によるエビデンスはない。

少年保護事件数と送致実績



非行の動向



非行の分類ごとの状況を見ると、一般刑法犯は、平成 14 年から比べ、66% 減少し 48,361 人であり、凶悪犯と粗暴犯も 60% 台の減少となっている。しかしながら、再犯者は 56% の減少で刑法犯の減少と比べると明らかに低調な状態と言える。このことは、非行傾向の進捗している少年への支援が進んでいないことを物語っており、施設内教育の充実は勿論のこと、児童自立支援施設や少年院等の施設からの退所時期に合わせた就労・就学支援など福祉的サポートやアフターケアが現状以上に必要となっているものと認識される。

刑法犯に占める少年割合は、減少傾向をたどっており、平成 17 年には 32% のウェイトを占めていたが、平成 25 年には 21.5% となり、平成 26 年には、19.3% となっている。内閣府の「少年非行に関する世論調査」(平成 27 年度)では、少年による重大事件が増えていると回答する人が 78.6% (「かなり増えている」42.3% + 「ある程度増えている」36.3%) に達するなど¹、体感治安と実数との乖離が大きいと言える。

2 少年の家庭状況

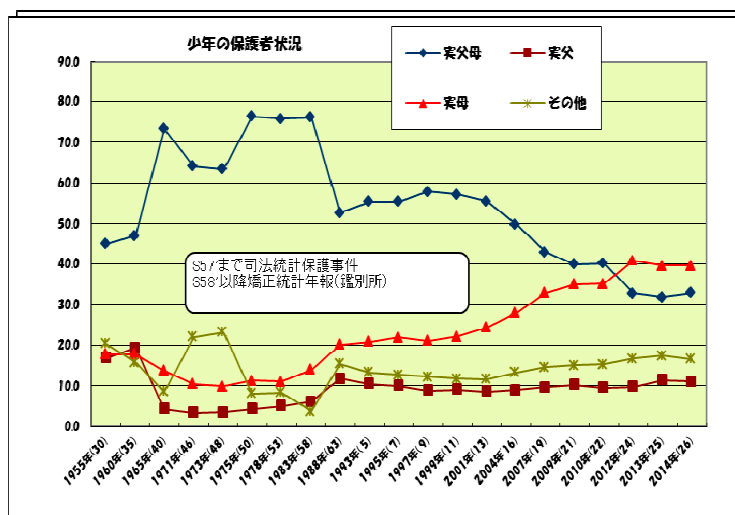
昭和 30 年か平成 26 年までの少年院在院者の家庭状況の内、保護者の状況は、実父母が揃っている者は 30% 強で、最近の実母のみの者が 40% を占めている。厚生労働省の調査では、平成 24 年に児童(18 歳未満の未婚の子)のいる家庭の母子世帯率は 6.8% と報告されており²、少年院在院者の母子家庭率の高さが分かる。また、同報告書では、25 年間で離婚母子が 20% 増加し、未婚母子が 4% 増加し、母親の年間平均収入が 181 万円(非正規は 125 万円)と報告している。少年院在院者の母子家庭も一般と同様かそれ以上に、経済的には厳しい状況にあると言える。

下図は、少年院在院少年の家庭の経済状況であり、昭和 26 年から平成 26 年までの家庭の貧困率をグラフ化したものがある。戦後間もない頃は、日本全体が貧困で、在院者の家庭も 70% 以上が貧困であったが、その後は概ね普通が 80% を占めていた。その後、バブル崩壊時やリーマンショック以降は普通家庭が減少し、貧困家庭が増加の傾向を示し、30% 程度が貧困家庭となっている。内閣府の平成 26 年版報告では³、子どもの相対的貧困率が 15.7% と報告していることと比べると、著しく高い比率を示している。少年が感じる

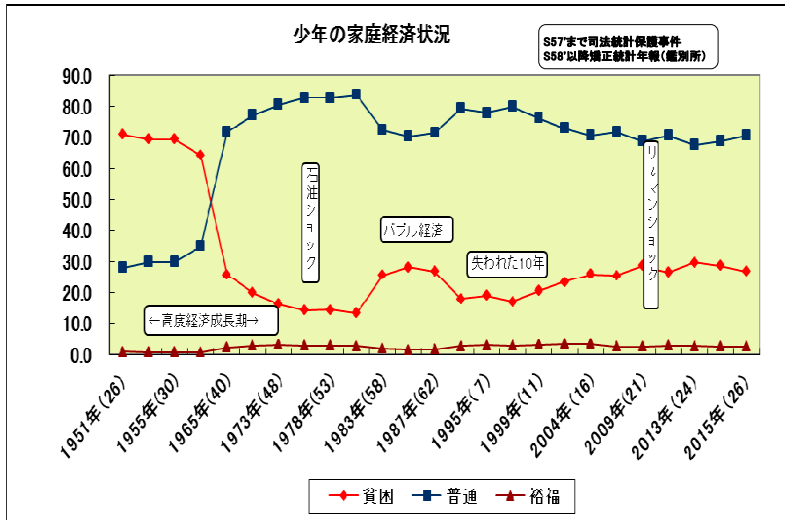
疎外等への影響として「貧困」は大きなファクターとなっており、この「貧困」感は、食べるに困窮するという絶対的貧困よりも、一般との比較における必要な財貨や物資が欠ける相対的貧困がから受ける影響が大きいものと思われる。「どうして同級生よりも困窮した状況に甘んじていなければならないのか」等の内的な葛藤や不遇感の解消として粗暴行為や喝取、窃盗行為への正当化を行う少年が多く存在する⁴。

家族の状況及び家庭経済状況が圧倒的に厳しく、幼少期の育成環境へのサポートあるいは家庭からの公的機関への相談等がなされていれば、非行・犯罪等に関わることを未然に防止できた可能性は高いものと思われる。

少年の家庭状況 1



少年の家庭状況 2



3 少年院在院者のメンタル状態

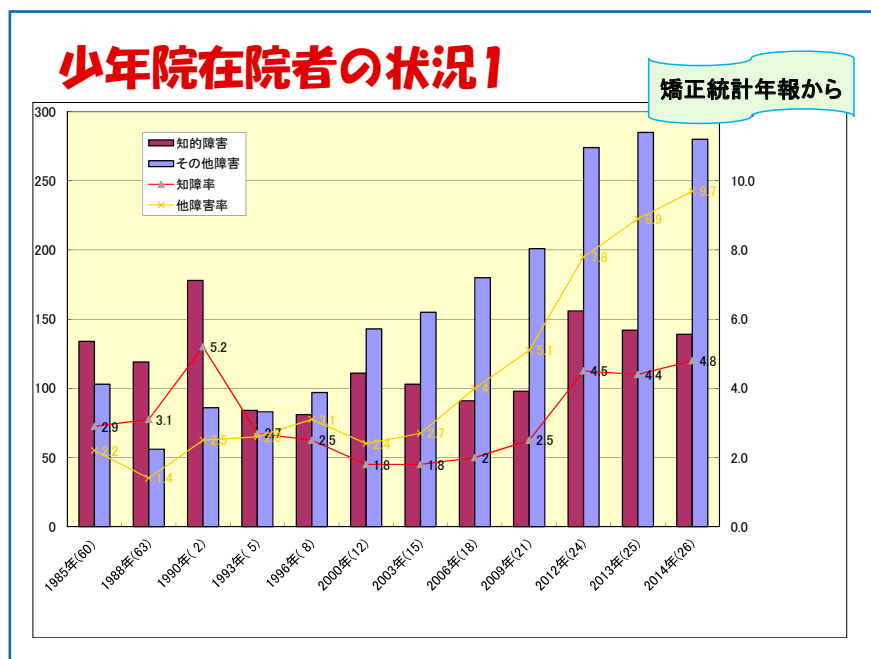
下図は、昭和 60 年からの少年院在院者の障害をみたものである。知的障害は多少の増減があるものの概ね横ばいであるが、その他の障害（発達障害等）は、平成 12 年以降急増している。

平成 18 年の京都府子どもの貧困対策推進計画が近畿地方の少年院を調査したところ、身体的な被虐待経験が 20～25%（一般高校生 1%）、ネグレクトが 9%台（同 1%）、心理的虐待が 9～12%（同 1%）、酒薬物経験が 20%強（同 2%）、精神疾患が 4～14%（同 3%）と報告している⁵。虐待やネグレクトあるいは酒・薬物摂取行為は、本人に障害がある場合に多く体験する可能性が高いもので、少年院在院者の発達上のリスク要因である。

平成 16 年に北海道大学が小中学生への調査を実施したところ、抑うつ傾向の小学生 7.8%、中学生 22.8%（うち「うつ病」の可能性者 4.6%）とい

う報告がなされている⁶。児童生徒の心理的不安定は、二次的症狀として、焦燥感、苛立ち、不安感、劣等感、無力感、自殺念慮等を引き起こすことから、非行化への影響を与える要素とも思われる。

文部科学省の学校基本調査によると、平成 23 年の特別支援学校小～高等部在籍者は 126, 123 人で 7 年前の約 25% 増という実情にある。また、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒は 7% 程度とされ、また、特別な教育的支援が必要と判断される者は、18. 4% に上っている。これらの個別的な支援を必要とする対象者への適正なサポート体制を構築することが、非行防止の喫緊の課題とも言える⁷。



2 章 少年院の改革

1 端緒

平成 17 年に監獄法が改正され、「刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律」が成立、その後平成 18 年「刑事施設及び被収容者の処遇に関する法律」と改正された。この動きを受けて、平成 18 年 12 月に院長申立制度が通達され、在院者の不服申立が不十分ではあるが権利的に保障されることとなった。平成 20 年からは、法務省内で少年院法に関する勉強会が発足し、法改正へのスタートが切られた。

そのような状況の中、平成 21 年に『広島少年院事件』が発覚した。幹部職員を含む数名の職員が、在院者への暴行等を繰り返す事案であり、当時の首席専門官を含む法務教官 5 人が特別公務員暴行陵虐罪で起訴され、4 人が有罪判決を受けるに至った。即座に「少年矯正を考える有識者会議」が設置され、再非行防止の充実と矯正教育の適正化等が提言された。内容としては、再非行防止に関して、矯正教育制度の法制化、社会復帰支援の実施、鑑別所機能の強化が、矯正教育の適正化については、在院者の権利義務の明確化、職員職務権限の明確化、不服申立制度の確立、施設運営の透明化等が必要とされた。

提言を受け、矯正局内に「少年矯正制度設計検討 PT」が設けられ、調査検討が行われ、平成 23 年 11 月には少年院法改正要綱素案の対するパブリックコメントが実施された。パブリックコメントにおいては、「少年の最善の利益」の文言を法文に列記することを要望する意見が多く、第 15 条の 2 項へ明示された。法案は平成 24 年 3 月閣議決定され、第 180 回国会へ少年院法、少年鑑別所法として提出されたが、国会閉会で廃案となり、翌平成 26 年 6 月に法律第 58 号、59 号として成立した。

2 新法の基本的な概要

(1) 少年院種類の変更 これまで少年院では、年齢、非行犯罪の程度及び心身の障害の有無など個々の特性の違いを考慮し、また、混在による弊害

等を防止するため少年院の種類を「初等、中等、特別及び医療」としていた。この区分では、初等と中等は16歳という年齢での区分であったが、16歳で一律区分することは合理性がないこと。「特別」へは犯罪傾向の進んだ者が収容されていたが、特別の語が他者からも自らもスティグマを与える結果となっていることから、名称を変更した。

新名称は、第1種から4種とされ、第1種は心身に著しい故障がない概ね12歳以上23歳未満、第2種は心身に著しい故障がない犯罪傾向の進んだ概ね16歳以上23歳未満、第3種は心身に著しい故障のある概ね12歳以上26歳未満、第4種は少年院において刑の執行を受ける者としている。(第4条)

種類分けはいらないのではとの意見もあったようであるが、少年審判規則第37条1項により、裁判官は「送致すべき少年院の種類を指定するものとする。」としていることや、矯正教育課程(第30条)及び少年院矯正教育課程(第31条)の規定を有効ならしめることから種類改正を実施した。

(2) 矯正教育課程 一定の共通する特性を有する在院者の類型ごとに、矯正教育の重点的な内容と標準的な期間を定めたものである。(第30条)

平成25年5月14日付け矯正局長依命通達「矯正教育課程に関する訓令の運用について」により、各種類の少年院における矯正教育課程の指定が行われ、短期義務教育課程 SE, 短期社会適応課程 SA, 義務教育課程 E1, E2, 社会適応課程 I (A1) II (A2), III (A3), IV (A4), V (A5), 支援教育課程 I (N1), II (N2), III (N3), IV (N4), V (N5), 医療措置課程 D, 受刑在院者課程 J と分別され、16の課程を設けている。

Eは、小中学校の教育課程の履修により、学力の向上を図るもの。Aは、社会生活に適応するための能力の向上を図るもの。Nは、障害等を有するため社会生活に必要となる基本的な生活習慣・生活技術を身に付ける等のもの。数字が多くなれば犯罪傾向が進んでいることから、犯罪傾向の改善を強く計画することとなる。本課程ごとに重点的に実施すべき指導内容の細目が定められており、教育の施設ごとのバラつきや不均等が生じないよう配意されている。

(3) 少年院法と少年鑑別所法を分立した理由 法改正に際して、少年鑑別所に関する部分を独立させることとした。その理由は、①在院者・在所者

の法的地位の相違があること。少年院の収容は、保護処分及び刑の執行を目的としており、矯正教育の実施が中核事項であること。鑑別所は審判に資するための施設で、収容期間も短期であり、矯正教育の本格的な実施は困難なこと。②鑑別所業務の拡大。鑑別所はアセスメント機能が強化されており、非行・犯罪に関する対応への寄与できることから、一般鑑別・相談業務を本来業務とすべきこと。③同一法令で規定する場合、多くの読み替え規定が必要となり、規定が複雑となること。等を理由としている。

しかしながら、両法とも対象者の「成長発達権の保障」を目指し、人格の尊厳や個人の最善の利益の尊重及び自己決定能力の育成を図ることとしている。また、「意見表明権の尊重」を掲げ、個人別矯正教育計画策定時のインフォームドコンセントや懲戒手続等における意見の聴取を担保している。つまり被収容者としての権利性を明確にしており、収容目的の違いも大きく個別の法律とした。

3 少年院の矯正教育の内容

(1) 矯正教育の方針 矯正教育は、犯罪傾向の矯正、健全な心身の育成及び必要な知識等の付与であり、個々の在院者の特性に応じたものとなっている(第23条～43条)。基本とする健全育成は、教育基本法に示された教育の理想像と同一のものである。

少年院の処遇は、段階を設けステップアップごとと社会の生活に近づいたものとし、在院者の自覚による自発的自律的な発達を目指している。矯正教育は、生活指導、職業指導、教科指導、体育及び特別活動指導の指導分野が決められており、総合して健全育成を行うこととしている。

(2) 生活指導(第24条) 自立した生活を営むための知識及び生活態度の習得、進路を選択する能力、被害者の心情を理解する意識の育成等がテーマとなる。

また、特定の事情に関する改善を図るための指導(特定生活指導)として、①被害者感情の理解、②薬物依存への対処、③省令事項として、(1)性非行(2)生命犯等(3)家族関係問題(4)犯罪性のある者(集団)からの離脱等の指導が綿密に行われることとなっている。これらの指導は、全国統一の中核プログ

ラムと核施設独自の周辺プログラムの組み合わせによるものとなっている。

生活指導関連では、旧法時代「課外の生活指導」として起居動作、食事等日常生活への指導が通達⁷で実施されていたが、新法では規定がない。第 37 条で日課の時間帯以外に矯正教育ができるとし、在院者の権利行使を伴わない場面での矯正作用を規定している。

(3) 職業指導(第 25 条) 勤労意欲を高め、有用な知識・技能を習得させるため、職業生活の設計、自立援助のための指導、職業能力の開発指導を行う。具体的には、①社会人としての基礎マナー、②事務処理能力、③各種機器類の操作能力、④各種資格の取得等である。

SST 指導やキャリアカウンセリングによる指導の充実や、雇用ニーズを踏まえた指導種目の設定による指導の充実を目指している。

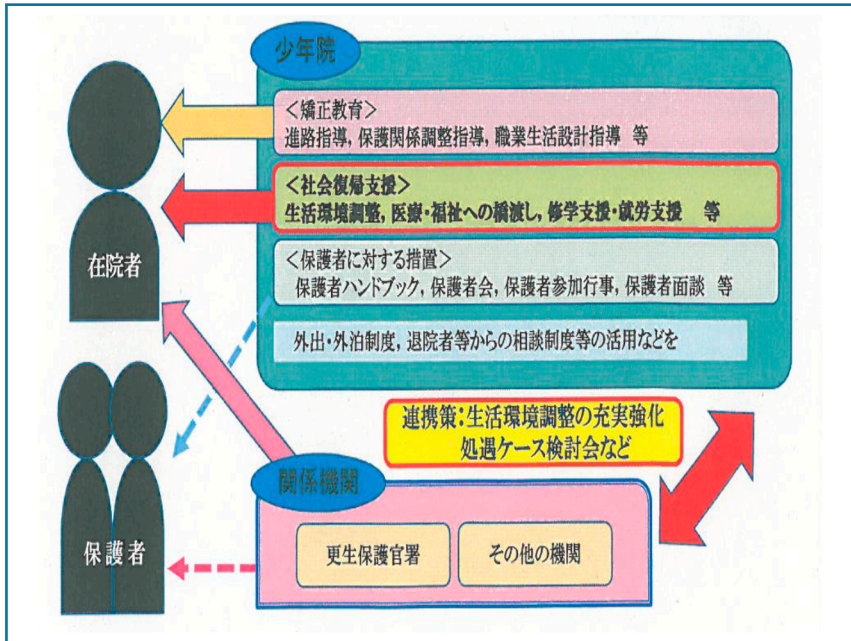
(4) 教科指導(第 26 条) 学校教育法に準じた指導を行い、義務教育の終了の有無によるそれぞれの指導要領に基づく教育を行うこととしている。在院者の多くが不登校であることから、学習の遅れが著しく、再犯防止の観点からも年齢相応の教養知識の習得が必須事項である。

(5) 体育指導及び特別活動指導(第 28. 29 条) 健全な心身、健康で安心な生活を営む能力、遵法精神や協調性を涵養することを目指している。旧法では体育及び保健となっていたが、新法では保健については生活指導として扱っている。

特別活動としては、各種行事やボランティア活動、野外訓練等が予定され、情操の涵養や市民としての自覚を育成することとしている。

(6) 社会復帰への支援(第 44 条) 矯正教育と並ぶ重要な指導事項として、「社会復帰支援」がある。出院後の住居、就労・就学等の調整支援により、社会内処遇への円滑な引継ぎを行うことが再非行防止の重要なキーワードとなる。第 45 条で外出・外泊、第 39 条で院外委嘱教育が法定化されたが、その効果的な運用が望まれる。従来から保護観察所やハローワーク等の連携による就労支援が行われており、昨今は日本財団の職親プロジェクトなど民間による支援も活発化されている。

特筆すべきは、第 146 条に退院後の本人及び保護者からの相談に少年院職員が対応できるとの条項が新設されたことである。出院後の生活で困ったこ



とや悩みが生じたとき、従来は保護司等の支援に留まっていたが、新法では少年を指導した少年院職員の助言が得られることとなった。この機能が真に発揮されれば、出院後の種々の問題へ対応可能となる。また、第 18 条において、関係機関や団体等へ協力を求めるものとするとし、多機関連携の必要性を規定している。

3 章 在院者及び職員の権利・義務関係

1 職員の職務権限 (第 83 条～90 条, 第 112 条～119 条等)

旧法では調節的な規律秩序の原則規定がなかったが、在院者の処遇の適切な実施と安全かつ平穏な生活の保持のための規律を求めている。第 83 条 2 項では比例原則を規定し、1 項の目的を達成するための必要な範囲に規制を

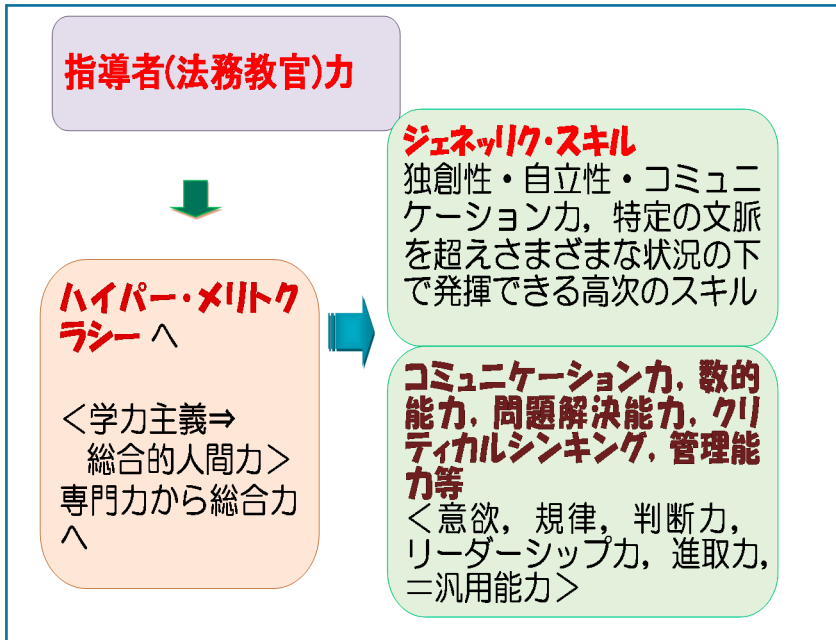
止めることとしている。また、遵守事項には盛り込まれていないが、教育環境の保持のため必要がある場合は、身体検査、静止等の指示、手錠の使用及び保護室への収容が可能となるよう規定している。

第 84 条では、「遵守事項」について規定し、11 項目の事項を列記し、違背があった場合の懲戒の制度を規定している。

このように、職員の職務の権限が規定され、職務行為の根拠が打ち出されたが、その職務行為が真に教育的であることが担保されなくてはならず、職員の育成・研修について、第 14 条において規定している。収容機関の職員の育成については、子どもの権利条約等の国際的な取り決めからも要請されているところであり、実効性ある育成プログラムが用意され、かつ実施されることが必要である。

法務教官の育成としては、私見ではあるが、下図のような総合力(ハイパー・メリトクラシー)のある職員の育成が必要であると考えている。

1 つは、ジェネリックスキル(様々な状況下においての対応力)、二つ目は汎用能力(コミュニケーション力、クリティカルシンキング、問題解決能力等)である。単に法令や通達等の知識があるのみならず、応用力と実践力がなくてはならない。知識や処遇技能の向上に偏重しがちな研修制度を改める必要があるものと思料する。小職は二つの少年院で、統合教育を実践している都内某学校高等部での実地授業等研修を実施したが、研修を受けた職員から「自閉症者の学級管理の手法、発達障害者への学習支援等について、新鮮な体験ができた。」等の報告を受け、その職員の多くが他の職員へ伝達研修をする姿を確認し、職員の多くは自己啓発のためのツールを積極的に求めているものと確信した。



2 在院者の権利等

旧法においては、在院者の権利等に関する規定はなく、少年院処遇規則や少年健康管理規定等に僅かの規定あったが、新法では、物品の貸与自弁(第60条, 64条)を定め、衣類、食品飲料、室内装飾品及び嗜好品の自弁を認めている。ただし無制限ではなく、当然収容目的を達成するため不適当と思われる場合は制限される。また、眼鏡や補正具、信書に必要な封筒頭、外出等に着用する衣類等は、原則自弁品である。

書籍の閲覧に関しては、少年院長に対して「在院者の健全な育成を図るのにふさわしい書籍等の整備」、「自主的に閲覧する機会を与える」ことを求めている。(第78条) また、自弁の申出があった場合、規律秩序を害する恐れや矯正教育の実施に支障が生ずる恐れがない場合は、閲覧を許可することとなる。(第79条)

宗教上の行為に関しては、一人で行う行為については禁止されず、施設の

規律秩序維持及び管理運営上の支障がある場合には制限することとなる。(第 81 条)

外部交通に関しても旧法には規定がなかったが、新法では権利的な面会者と院長の裁量による面会者とを区別している。前者は保護者等、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、在院者の更生保護に関係のある者(第 92 条 1 項)、後者は前者以外で社会生活での必要な援助を行う者等が当たる。例えば、雇用の可能性のある者、継続的に援助を与える者等である。

信書の発受に関しては、基本的に制限はなく、これを保障している。(第 98 条) ただし、犯罪性のある者や信書の発受により規律秩序を害し、または矯正教育の実施に支障の生じる恐れのある相手へは発受の禁止ができることとしている。(第 100 条)

新法では、電話による通信も認めている。(第 106 条) これは特に改善更生又は円滑な社会復帰に資する場合とされる、具体的には保護者の病気、遠方で面会に来られない、就労の急な要件の場合などが想定される。

さらに懲戒手続における弁明の機会の保障(第 118 条)、救済の申出、これは自己に対する施設長の措置、自己が受けた処遇に関して法務大臣への申出となる。(第 120 条) また、少年院を实地監査する監査官への申出(第 129 条)、院長への苦情の申出(第 130 条)も法文化され、少年の意見表明権の保障と不適正な取り扱いからの法的な回復が図られる制度となっている。

3 国際準則等との関係

子供の権利条約⁹(以下「条約」)では、2 条で差別の禁止、3 条で児童の最善の利益、6 条で生命、生存及び発達に対する権利、12 条で児童の意見の尊重が規定され「一般原則」と呼ばれている¹⁰。また、少年保護規則(以下「規則」)28 等の「最善の利益」、「特定のニーズに最適な処遇」が求められており、新法第 15 条が、「人権を尊重し」、「最善の利益を考慮」することを基本方針としている理由がここにある。

条約 37 条、規則 60、北京ルールズ(以下「ルール」)26.5、人権 B 規約 17 条等における「家族との接触権」については、第 92 条で権利面会を規定し、また、懲戒に関して、規則 66 が「法律化」、ルール 67 で比例原則を要

請しており、第 113 条以下でその要請を取り入れている。

条約 12 条「意見表明権」、規則 24. 73 等の「不服申立」については、それぞれ懲戒時の弁明（118 条）や院長、監査官及び法務大臣への申出制度（第 120 条等）の法文化により、担保されたものである。

このように、国際準則にある基本原理のほとんどを網羅した法整備となっている。保護主義と適正手続は、排斥し合う関係ではなく、適正手続が遵守された上に保護的措置が取られるものと解すべきで、適正手続は保護的措置の必須の条件である。

4 章 少年矯正の課題

1 実践上の課題

3 章で概観したように新法は、「権利義務関係の明確化」方策が、成人矯正を模写した様相があり、一律かつ画一的な扱いが生じ、実質的に管理統制主義に陥らないかとの疑念がある。運動の確保等の例があるようにスケアー・ストレート（疑似刑務所）の影が随所にみられると感じるのは筆者だけであろうか。

また、少年矯正の透明化のための視察委員会も、個人情報保護と市民参加の輻輳があり、特に少年法の推知報道禁止の要請もある子どもの個人情報、刑事施設対象者と同レベルで考えるべきではないと思われる。視察委員の構成を少年の育成に寄与できる委員とする方策が取られているのか疑義が残る。

教育の観点から、これまで少年院教育は、昭和 52 年の少年院運営通達により、個別的処遇計画票の作成などの科学的手法の導入と勤労体験の習得のための職業補導が実践されてきたが、生活指導に力点がおかれた時期、資格取得に奔走した時期、高卒認定等教科に重点をおいた昨今など「揺れ」に翻弄されてきた経緯もある。新法における「職業指導」と従前の「職業補導」を対比した時、少年の予後にとっていずれが良いのか、今後少年院自身が比較検討することを期待したい。

従前からの問題としては、施設内生活と社会生活の乖離、施設適応スキル

と社会スキルの違いを認識すること、就労支援と実就労の開差など古くて新しい問題が依然として未可決のままである。新法 39 条院外教育、40 条委嘱教育及び 45 条外泊等を活用し、院内外のギャップを埋める努力が必要である。

さらに、特定生活指導等の各種処遇プログラムについては、エビデンスの蓄積とデータベース化を行うとともに、プログラムの検証作業及びバージョンアップを定期的に行うことが必要であろう。これらの先進的な教育は、一般教育界との比較検討が困難なことから、年々形骸化に陥る危険性が高いことを承知しておくべきである。

2 将来的な課題

平成 19 年に「日本国憲法の改正手続に関する法律(憲法改正国民投票法)」が公布され、また法制審議会も成人年齢を 18 歳に引き下げる答申をした¹¹。

民法の成人年齢と連動し、少年法の上限年齢が引き下げられると、現状の少年院収容の 27% が年長者であり、検察少年検挙人員の 16% を年長者が占めていることから、少年院対象人員の大幅な減少が予想される。また、18 歳以上の犯罪行為者の多くが、刑事裁判による執行猶予により教育を受ける機会の喪失を招き、一部の者は懲役刑による刑務所生活を余儀なくされる。

小職は、これまでの少年院現場勤務の経験から、年長在院者の健全な社会復帰を多く観てきており、少年法年齢の引き下げには消極である。また、高校卒業者の 6 割程度が大学進学を果たす実情からは、少なくとも 23 歳までは、軽微な犯罪についての懲役刑執行は避けるべきで、成人年齢との兼ね合いで、少年年齢を引き下げることとするならば、青年再育成処分等に関する別途の法整備を行うべきものとする。旧少年法から新少年法への国会議論の中で、青年補導法案が審議されていたことを思い起こすとき、良い示唆を与えてくれるものとする¹²。同法案の中では、刑事処分に変えてとなっているが、現行の原則逆送案件相当事犯以外は、現在の家庭裁判所による審判とし、事実認定部分のみの検察官関与、審判前調査分類手続規則を制定するなどにより、再社会化の実効性を担保し得るものとする。

また、新法 146 条「退院者からの相談」を規定し、再犯防止と社会の安心

安全に資することとしているが、本規定が効果的に運用されることを期待している。

¹ 世論調査報告書平成 27 年 7 月調査「少年非行に関する世論調査」1 頁 内閣府大臣官房政府広報室 世論調査担当

² 厚生労働省「ひとり親家庭等の現状について」平成 27 年 4 月 20 日 1 頁

³ 内閣府 平成 26 年版「子ども・若者白書」30 頁

⁴ 貧困と非行に関する考察として、津島昌寛「貧困と犯罪に関する考察：両者の間に因果関係はあるのか? (貧困と犯罪・非行)」犯罪社会学研究 (35), 8-20 頁, 2010 年 10 月

⁵ 松浦直己「少年院生における非行化の危険因子に関する集団的相互作用に検討—発達的小児期逆境の家族性の調査」第 1 回日本矯正教育発達医学研究大会 2006 年

⁶ 「児童生徒の心の健康に関する調査報告」北海道大学大学院保健科学研究院傳田健三 15 頁

⁷ 少年院教育と文部科学省及び厚生労働省の連携については、平成 27 年 4 月 13 日付け事務連絡 法務省矯正局少年矯正課・文部科学省初等中等教育 局特別支援教育課・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課「少年院法の制定による在院する障害児等に対する連携の一層の推進について」参照

⁸ 平成 8 年 11 月 27 日付け法務省矯教第 2952 号矯正局長通達「少年院における教育課程の編成、実施及び評価の基準について」

⁹ 児童の権利に関する条約」全文 www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html 参照

¹⁰ 児童の権利に関する条約第 3 回日本政府報告平成 20 年 4 月

www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/pdfs/0804_kj03.pdf 参照

¹¹ 法制審議会答申（平成 21 年）の概要 平成 21 年 10 月

¹² 衆議院会議録情報 第 002 回国会 司法委員会 第 44 号 同案では、現在の視察委員会に相当する規定もある。